

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規 則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意を求める ための事前届出 (漁業管理課)	17
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	17
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参 画課)	(9・5 掲示) 18
○〃 (〃)	(9・6 掲示) 18
入札公告	
○一般競争入札 (搬送用人工呼吸器一式 の購入) の公告 (総務事務セ ンター)	19
○一般競争入札 (ベッドサイドモニター 式の購入) の公告 (〃)	20

-----  
規 則  
-----

高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第44号**

**高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則**

高知県障害者自立支援法施行細則（平成18年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則**

第1条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第4条第1項第7号を次のように改める。

(7) 運営規程（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）第33条（同条例第46条及び第51条において読み替えて準用する場合を含む。）、第71条、第94条（同条例第153条、第163条、第176条、第189条、第194条及び第214条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第111条、第125条、第139条（同条例第205条において準用する場合を含む。）若しくは第196条、高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第16号）第48条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第27条（同令第45条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程をいう。）

第5条を次のように改める。

**第5条 削除**

第6条第1項中「第35条第1項」を「第35条」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に、「支給認定の申請」を「支給認定（法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請」に、「第45条第1項」を「第45条（同条第3項において準用する省令第35条第3項を含む。）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項において準用する前条第2項の規定により添えなければならない」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「別記第7号様式」を「別記第11号様式」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第1項中「第47条第1項の規定による」を「第47条（同条第3項において準用する省令第35条第3項を含む。）の規定による精神通院医療に係る」に、「医療受給者証を添えて、別記第11号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条の見出し中「申請手続等」を「申請手続」に改め、同条第1項中「及び省令第48条第1項の規定による」を「並びに省令第48条第1項及び第2項並びに同条第4項において準用する省令第35条第3項の規定による精神通院医療に係る」に改め、「育成医療に係るものにあつては別記第12号様式により、精神通院医療に係るものにあつては」を削り、同条第2項から第5項までを削る。

第9条第1項中「育成医療」を「育成医療（政令第1条の2第1号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）」に、「第1条第2号」を「第1条の2第2号」に改め、同条第2項中「。第11条において同じ」を削る。

第11条を次のように改める。

（指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出手続）

**第11条** 省令第63条の規定による指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出は、別記第19号様式によりしなければならない。

第14条第5項中「第11条」を「省令第63条第1号」に改める。

別記第1号様式中「障害者自立支援法第29条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項」に改め、同様式別添中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式別紙1-1注9中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「一覧表等」を「一覧表、法人の役員等が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面等」に改め、同様式別紙2注7中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「書類等」を「書類、申請者が法人である場合はその役員等、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者」が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面、非常災害対策のために講ずる措置の概要を記載した書類等」に改め、同様式別紙3-1注8及び別紙3-2注8中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「書類等」を「書類、法人の役員等が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面、非常災害対策のために講ずる措置の概要を記載した書類等」に改め、同様式別紙4注8中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「書類等」を「書類、申請者（申請者が法人である場合はその役員等、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面、非常災害対策のために講ずる措置の概要を記載した書類等」に改め、同様式別紙5中

協力医療機関	名称		主な診療科名	
--------	----	--	--------	--

を

利用者に関する専門医を有する医療機関	名称		主な診療科名	
--------------------	----	--	--------	--

に改め、同様式別紙5注10中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「協力医療機関」を「主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関」に、「書類等」を「書類、法人の役員等が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面等」に改め、同様式別紙6-1（その1）注6中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「書類等」を「書類、法人の役員等が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面、非常災害対策のために講ずる措置の概要を記載した書類等」に改め、同様式別紙6-2（その1）注6中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「減少計画書等」を「減少計画書、法人の役員等が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面、非常災害対策のために講ずる措置の概要を記載した書類等」に改め、同様式別紙7-1注9、別紙7-2注9、別紙8-1注9、別紙8-2注9、別紙9-1注9、別紙9-2注8、別紙10-1注8及び別紙10-2注8中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「書類等」を「書類、法人の役員等が暴力団員等でないこと及び指定（指定

の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面、非常災害対策のために講ずる措置の概要を記載した書類等」に改め、同様式別紙12-1注8中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「書類等」を「書類、設置者等が暴力団員等でないこと及び指定（指定の更新）後において暴力団を排除することを誓約する書面、非常災害対策のために講ずる措置の概要を記載した書類等」に改め、同様式別紙12-2注4中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）附則」を「高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第16号）附則」に改め、同様式別紙13-1注10中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同項第4号」を「第4号」に改める。

別記第1号様式の2から別記第3号様式の3までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

**第4号様式から第7号様式まで 削除**

別記第9号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第11様式から別記第20号様式までを次のように改める。

第11号様式（第6条関係）

負担上限月額管理票（精神通院医療）

年 月 分

受診者		自立支援医療 費受給者番号	
-----	--	------------------	--

負担上限月額 円

次のとおり負担上限月額に達しました。

日付	指定自立支援医療機関名	確認印
月 日		

日付	指定自立支援医療機関名	自己負担額	月額自己負担額累積額	自己負担額徴収印
月 日		円	円	
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

第12号様式（第7条関係）

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（精神通院医療）

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（精神通院医療）			
自立支援医療費受給者番号			
受診者	フリガナ		性別
	氏名		男・女
	住所		生年月日
			年 月 日
			電話番号
保護者（受診者が18歳未満の場合に記入してください。）	フリガナ		受診者との続柄
	氏名		
	住所		電話番号
自立支援医療受給者証の有効期間	年 月 日から		年 月 日まで
変更内容	変更事項	変更前	変更後
	受診者に関する事項 （氏名・住所・電話番号）		
	保護者に関する事項 （氏名・住所・電話番号）		
	被保険者証に関する事項 （記号及び番号・保険者名・受診者と同一保険の加入者）		
	身体障害者手帳番号 療育手帳番号 精神障害者保健福祉手帳番号		
備考			
自立支援医療受給者証及び自立支援医療費支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 高知県知事 様 年 月 日 届出者 氏名 印			

- 注 1 「保護者」の「住所」欄及び「電話番号」欄は、受診者の住所及び電話番号と異なる場合に記入してください。  
 2 届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。  
 3 自立支援医療受給者証（精神通院医療）を添えてください。  
 4 負担上限月額（該当する所得区分及び重度かつ継続の該当又は非該当）及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更が必要ですので、別記第8号様式により申請してください。

## 第13号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名

印

## 自立支援医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書

自立支援医療受給者証（精神通院医療）の再交付を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第33条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第48条第1項の規定により次のとおり申請します。

自立支援医療費受給者番号				
自立支援医療受給者証の有効期間				年 月 日から 年 月 日まで
受診者	フリガナ	性別	生年月日	
	氏名	男・女	年 月 日	
	住所	電話番号		
保護者（受診者が18歳未満の場合に記入してください。）	フリガナ	受診者との続柄		
	氏名			
	住所	電話番号		
指定自立支援医療機関名				
再交付の理由				
1 破損し、又は汚損したため				
2 紛失したため				

- 注 1 「保護者」の「住所」欄及び「電話番号」欄は、受診者の住所及び電話番号と異なる場合に記入してください。
- 2 「再交付の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 3 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。
- 4 自立支援医療受給者証（精神通院医療）を破損し、又は汚損した場合の申請の際は、その自立支援医療受給者証（精神通院医療）を添えてください。
- 5 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の再交付を受けた後に、紛失した自立支援医療受給者証（精神通院医療）が見つかったときは、速やかに、居住地の市町村を経由して、その自立支援医療受給者証（精神通院医療）を返還してください。

第14号様式（第9条関係）  
（その1）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書

（病院又は診療所）

保険医療機関	名称			
	所在地			
	電話番号			
	保険医療機関コード			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日			
標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療（育成医療・更生医療）に係るものに限りします。）				
上の診療科において担当しようとする医療の種類				
自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名				
自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の経歴	別紙1のとおり	自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要	別紙2のとおり	
診療所の場合は、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員		有 ・ 無 人		
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第1項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様 年 月 日 保険医療機関の開設者 主たる事務所の所在地（住所） 名称 代表者の職・氏名（氏名）</p>				

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 「保険医療機関」の「名称」欄は、保険医療機関の正式の名称を記入してください。
- 3 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。

別紙1

経歴書

学位		ふりがな 氏名	◎	生年月日	
現住所					
関係学会への加入状況					
年月日	任免事項	師事した指導者の氏名及び学位論文名又は学会に提出した論文名			

- 注 1 医師免許の取得時期を記入し、医師免許証の写しを添えてください。  
 2 最終学歴から現在に至るまでを詳細に記入してください。特に、専攻科目名、医師免許取得後その担当する自立支援医療の診療科目について研修した機関名（大学、病院等）及び期間並びに師事した指導者の氏名並びに学位論文又は学会に提出した論文でその担当する自立支援医療の診療科目に関連するものがある場合は、その主なものについて論文名及び提出年月日を記入してください。

別紙2

自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要

	品目	数量	品目	数量
設備（主要なもの）				
体制				

注 担当しようとする自立支援医療を行うための主要な設備及び体制を記入し、特に必要とする設備については、必ず記入してください。

(その2)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書

(薬局)

保険薬局	名称	
	所在地	
	電話番号	
	保険医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
	生年月日	
管理薬剤師の氏名		管理薬剤師の経歴 別紙1のとおり
調剤のために必要な設備及び施設の概要		別紙2のとおり
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様 年 月 日 保険薬局の開設者 主たる事務所の所在地 (住所) 名称 代表者の職・氏名 (氏名) ㊞</p>		

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定を希望する場合は、この様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 「保険薬局」の「名称」欄は、保険薬局の正式の名称を記入してください。
- 3 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 「管理薬剤師」とは、薬事法 (昭和35年法律第145号) 第7条第3項に規定する薬局の管理者をいいます。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号 (第1号から第3号まで及び第7号を除く。) に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。

別紙1

経歴書

氏名	㊞	生年月日	
現住所			
最終学歴			
薬剤師免許	年 月 日登録	登録番号	第 号
保険薬剤師登録	年 月 日登録	登録番号	第 号
主な職歴			
年月日	職歴及び業務内容		

- 注 1 薬剤師免許証及び保険薬剤師登録票の写しを添えてください。
- 2 「主な職歴 (調剤経験に関するもの)」欄は、調剤業務に係る職歴及びその業務内容について記入してください。
- 3 薬局の開設と同時に又は薬局の開設から1月以内に申請する場合は、他の指定自立支援医療機関での管理薬剤師としての実績を次の表に記入してください。

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	管理薬剤師であった期間
		年 月～ 年 月

別紙2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
主な設備	品目	品目	

- 注 1 薬局の見取図を添えてください。  
 2 「主な設備」欄は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条に規定する設備以外のものがある場合に、その主なものを記入してください。

(その3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書  
 （指定訪問看護事業者等）

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の職・氏名	
	代表者の生年月日	
	代表者の住所	
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	電話番号	
	ステーションコード	
	職員の定数	別紙のとおり
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>指定訪問看護事業者                      指定居宅サービス事業者                      指定介護予防サービス事業者 主たる事務所                      の所在地                      名称                      代表者の職・氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>		

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない方を二重線で消してください。  
 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。

別紙

当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する指定訪問看護をいいます。）又は訪問看護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護をいいます。）に係る指定居宅サービス（同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいいます。）若しくは介護予防訪問看護（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護をいいます。）に係る指定介護予防サービス（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいいます。）に従事する職員の定数

職種	定数

注 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとにその定数を記入してください。

第15号様式（第9条関係）  
（その1）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書  
（病院又は診療所）

保険医療機関	名称	
	所在地	
	電話番号	
	保険医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
	生年月日	
標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療（精神通院医療）に関するものに限ります。）		
自立支援医療を主として担当する医師の氏名		
自立支援医療を主として担当する医師の経歴		別紙のとおり
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第1項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関の開設者 主たる事務所の 所在地（住所） 名称 代表者の職・氏 名（氏名）</p>		

- 注 1 「保険医療機関」の「名称」欄は、保険医療機関の正式の名称を記入してください。
- 2 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。



別紙

経歴書

氏名 <small>よりがな</small>	◎	生年月日	
現住所			
年月日	任免事項		

注 「任免事項」欄は、次の点に留意して記入してください。

- 医師免許の取得時期を記入し、医師免許証の写しを添えてください。
- 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記入してください（例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記入し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないでください。）。
- 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記入してください。
- 非常勤職員については、申請の時点における直近1か月又は1週間当たりの勤務日数及び延べ勤務時間数を明確に記入してください。
- 2以上の施設に兼務する等の場合は、申請の対象となる保険医療機関における勤務条件又は勤務状況等を具体的に記入してください（例えば、〇〇医科大学精神科週4日（延べ〇時間勤務）等）。

(その2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書

(薬局)

保険薬局	名称		
	所在地		
	電話番号		
	保険医療機関コード		
開設者	住所		
	氏名又は名称		
	生年月日		
管理薬剤師の氏名		管理薬剤師の経歴	別紙1のとおり
調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2のとおり
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険薬局の開設者 主たる事務所の 所在地（住所） 名称 代表者の職・氏 名（氏名）</p>			

- 注 1 「保険薬局」の「名称」欄は、保険薬局の正式の名称を記入してください。
- 2 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 3 「管理薬剤師」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第7条第3項に規定する薬局の管理者をいいます。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。

## 別紙1

## 経歴書

氏名	Ⓔ	生年月日	
現住所			
最終学歴			
薬剤師免許	年 月 日登録	登録番号	第 号
保険薬剤師登録	年 月 日登録	登録番号	第 号
主な職歴			
年月日	職歴及び業務内容		

- 注 1 薬剤師免許証及び保険薬剤師登録票の写しを添えてください。  
 2 「主な職歴（調剤経験に関するもの）」欄は、調剤業務に係る職歴及びその業務内容について記入してください。  
 3 薬局の開設と同時に又は薬局の開設から1月以内に申請する場合は、他の指定自立支援医療機関での管理薬剤師としての実績を次の表に記入してください。

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	管理薬剤師であった期間
		年 月～ 年 月

## 別紙2

## 調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積	
	品目	品目
主な設備		

- 注 1 薬局の見取図を添えてください。  
 2 「主な設備」欄は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条に規定する設備以外のものがある場合に、その主なものを記入してください。

(その3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書  
 (指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の職・氏名	
	代表者の生年月日	
	代表者の住所	
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	電話番号	
	ステーションコード	
	職員の定数	別紙のとおり

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。

高知県知事 様  
 年 月 日  
 指定訪問看護事業者  
 指定居宅サービス事業者  
 指定介護予防サービス事業者 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の職・氏名 ㊞

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。

別紙

当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する指定訪問看護をいいます。）又は訪問看護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護をいいます。）に係る指定居宅サービス（同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいいます。）若しくは介護予防訪問看護（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護をいいます。）に係る指定介護予防サービス（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいいます。）に従事する職員の定数

職種	定数

注 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとにその定数を記入してください。

第16号様式（第9条関係）  
（その1）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
（病院又は診療所）

保険医療機関	名称	
	所在地	
	電話番号	
	保険医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
	生年月日	
標ぼうしている診療科名（担当する自立支援医療（育成医療・更生医療）に関係するものに限ります。）		
上の診療科において担当している医療の種類		
自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名		
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関の開設者 主たる事務所の所在地（住所） 名称 代表者の職・氏名（氏名）</p>		

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定の更新を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 「保険医療機関」の「名称」欄は、保険医療機関の正式の名称を記入してください。
- 3 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第1項各号（第5号及び第9号を除く。）に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

（その2）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
（薬局）

保険薬局	名称	
	所在地	
	電話番号	
	保険医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
	生年月日	
管理薬剤師の氏名		
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険薬局の開設者 主たる事務所の所在地（住所） 名称 代表者の職・氏名（氏名）</p>		

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定の更新を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 「保険薬局」の「名称」欄は、保険薬局の正式の名称を記入してください。
- 3 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 「管理薬剤師」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第7条第3項に規定する薬局の管理者をいいます。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第2項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

(その3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
 (指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の職・氏名	
	代表者の生年月日	
	代表者の住所	
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	電話番号	
	ステーションコード	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。 高知県知事 様 年 月 日 指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の職・氏名		

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定の更新を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項（代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を除く。）に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

第17号様式（第9条関係）  
 (その1)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書  
 (病院又は診療所)

保険医療機関	名称	
	所在地	
	電話番号	
	保険医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
	生年月日	
標ぼうしている診療科名（担当する自立支援医療（精神通院医療）に関係するものに限ります。）		
自立支援医療を主として担当する医師の氏名		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。 高知県知事 様 年 月 日 保険医療機関の開設者 主たる事務所の所在地（住所） 名称 代表者の職・氏名（氏名）		

- 注 1 「保険医療機関」の「名称」欄は、保険医療機関の正式の名称を記入してください。
- 2 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第1項各号（第5号及び第9号を除く。）に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

(その2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書

(薬局)

保険薬局	名称	
	所在地	
	電話番号	
	保険医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
	生年月日	
管理薬剤師の氏名		
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険薬局の開設者 主たる事務所の 所在地（住所） 名称 代表者の職・氏 名（氏名）</p>		

- 注 1 「保険薬局」の「名称」欄は、保険薬局の正式の名称を記入してください。
- 2 開設者が法人である場合は、「開設者」の「住所」欄は法人の主たる事務所の所在地を、「開設者」の「氏名又は名称」欄は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 3 「管理薬剤師」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第7条第3項に規定する薬局の管理者をいいます。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第2項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

(その3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書

(指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の職・氏名	
	代表者の生年月日	
	代表者の住所	
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	電話番号	
	ステーションコード	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者 主たる事務 所の所在地 名称 代表者の職・氏名</p>		

- 注 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えてください。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項（代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を除く。）に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

第18号様式（第10条関係）

指定自立支援医療機関変更届出書

指定自立支援医療機関	名称	
	所在地	
	電話番号	
	自立支援医療の種類	育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
<p>指定自立支援医療機関について変更がありましたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第62条の規定により上記のとおり関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>高知県知事 様 年 月 日</p> <p>指定自立支援医療機関の開設者等 主たる事務所の 所在地（住所） 名称 代表者の職・氏 名（氏名）</p>		

- 注 1 「自立支援医療の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 病院又は診療所における自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式（その1）別紙1を、精神通院医療にあっては別記第15号様式（その1）別紙を添えてください。
- 3 育成医療又は更生医療に係る病院又は診療所における所在地の変更については、別記第14号様式（その1）別紙2を添えてください。
- 4 薬局における管理薬剤師（薬事法（昭和35年法律第145号）第7条第3項に規定する薬局の管理者をいいます。）の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式（その2）別紙1を、精神通院医療にあっては別記第15号様式（その2）別紙1を添えてください。
- 5 薬局における所在地の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式（その2）別紙2を、精神通院医療にあっては別記第15号様式（その2）別紙2を添えてください。
- 6 指定訪問看護事業者等における訪問看護ステーション等の職員の定数の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式（その3）別紙を、精神通院医療にあっては別記第15号様式（その3）別紙を添えてください。

第19号様式（第11条関係）

指定自立支援医療機関休止等届出書

指定自立支援医療機関	名称	
	所在地	
	電話番号	
	自立支援医療の種類	育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療
届出の種類		休止 ・ 廃止 ・ 再開 ・ 処分
指定自立支援医療機関の業務を休止し、廃止し、若しくは再開し、又は処分を受けた年月日		年 月 日
指定自立支援医療機関の業務を休止し、廃止し、若しくは再開し、又は処分を受けた理由、内容等		
<p>指定自立支援医療機関の業務の休止等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条の規定により上記のとおり届け出ます。</p> <p>高知県知事 様 年 月 日</p> <p>指定自立支援医療機関の開設者等 主たる事務所の 所在地（住所） 名称 代表者の職・氏 名（氏名）</p>		

注 「自立支援医療の種類」欄及び「届出の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。

## 第20号様式（第12条関係）

## 指定自立支援医療機関指定辞退申出書

指定自立支援医療機関	名称	
	所在地	
	電話番号	
	自立支援医療の種類	育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療
	育成医療又は更生医療に係る病院又は診療所の場合は、診療科において担当している医療の種類	
指定を辞退する自立支援医療の種類	育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療	
指定年月日	年 月 日	
辞退予定年月日	年 月 日	
指定を辞退しようとする理由		
<p>指定自立支援医療機関の指定を辞退したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第65条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第64条の規定に基づき上記のとおり申し出ます。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>指定自立支援医療機関の開設者等 主たる事務所の 所在地（住所） 名称 代表者の職・氏 名（氏名）</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		

- 注 1 「自立支援医療の種類」欄及び「指定を辞退する自立支援医療の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 指定の辞退に当たっては、1月以上の予告期間を設けるようにしてください。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県障害者自立支援法施行細則別記様式（別記第4号様式から別記第6号様式まで及び別記第12号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



-----  
告 示  
-----

**高知県告示第574号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

須崎市	和田 晴 行
〃	森 本 春 雄
〃	中 川 弥 太郎

## (2) 加入区の名称

須崎町加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

須崎町漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

平成25年9月20日から同年10月4日まで

## (2) 縦覧場所

須崎町漁業協同組合

**高知県告示第575号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 起業者の名称

四万十町

## 2 事業の種類

道の駅「四万十大正」周辺整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

高岡郡四万十町大正13番1及び13番8地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

平成25年7月29日に四万十町から申請があった道の駅「四万十大正」周辺整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、四万十町が、同町大正地区（以下「大正地区」という。）にある道の駅「四万十大正」の周辺を整備することにより、当該施設の利便性を高め、産業振興及び観光資源の情報発信機能の充実を図るものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である四万十町は、地方公共団体として、「四万十町総合振興計画」において、農林業と商業とが一体となった道の駅「四万十大正」の活用の推進を位置付けており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

四万十町は、平成18年3月20日に旧窪川町、旧大正町及び旧十和村の2町1村が合併して生まれた町であり、四万十川本流沿いに伸びる国道381号で結ばれ、南東部は土佐湾に面し、北西部は愛媛県との県境に接しており、本県中西部を東西に貫通するように存在している。

起業地が所在する大正地区は、総面積の92パーセントを占める森林を背景に、古くから林業と農業とを基幹産業として成り立っていたが、昭和30年代の高度経済成長期以降、農林業が振るわず、若年人口が激しく流出し、過疎化及び高齢化が進行している。

大正地区の人口は、昭和30年の7,066人をピークに急激な減少を続けており、昭和45年には、旧過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）による地域指定を受け、山村振興法（昭和45年法律第64号）による国及び県のさまざまな計画・施策を活用し、各種事業に取り組み、現在に至っている。

大正地区の中心部である大正は、人口密度も比較的高く、経済活動が維持されているものの、大正地区全体としては、地理的立地条件の悪さのため生産基盤が脆弱で、特に遠隔の集落は、僻地性が強い状況にある。

産業としては、豊かな森林資源を活用した製材工場、集成材工場等が主要な雇用の場となっているが、商業は、零細規模の小売業がほとんどであり、地区の購買力は、地区外に流出している。

しかし、近年、四万十川が日本最後の清流として全国

的に注目され、来町者が増加することにより、今まで手つかずにあった豊かな自然が地域の財産として新たに認識されることとなった。

観光客を受け入れる施設及び体制も徐々に整備され、観光面に力が注がれる一方で、スプレー菊の栽培等、平坦地が極端に乏しい中で自然条件をいかした作物を導入するといった農業の積極的な展開も見られるようになった。

また、森林資源をいかした地場産業の推進等、農林業を基盤とした商工・観光の育成による新たな地域の活力が必要となっている。

更に、平成23年度の海洋堂ホビー館の開館並びに平成24年度の海洋堂かっぱ館の開館及び高速道路四万十町中央ICまでの延伸に伴い、大正地区への来訪者が増加している。来訪者の多くは、自家用車の移動のため、観光情報・道路状況等の情報収集及び食事のために道の駅に立ち寄ることが多い。

しかし、道の駅の駐車可能台数が25台と少ないため、来訪者の立ち寄りが困難な施設になっている。

また、現在物産販売所では、地元の産品及び加工品を販売し、地場産品を使った料理を販売している。来訪者は、大幅に増加しているが、既存の施設では、十分な受入れができていない状況である。地元の婦人グループ等においては、大正地区の特産品である栗、スプレー菊、アユ等の加工品を出荷することができる環境を求めている。

一方、大正地区の観光資源としては、豊かな自然を資源とした野外活動施設が主であり、キャンプシーズンには賑わいを見せているが、オフシーズンには利用者が大幅に少なくなり、イベント等を企画して誘客に努めているものの、効果は十分に得られていない。

こうした状況から、本件事業は、奥四万十及び大正商店街への誘客において重要な役割を担っている道の駅「四万十大正」の駐車可能台数の不足を補い、当該施設の利便性を高め、野外活動施設のイベント及び施設の利用状況等の有益な情報を多くの来訪者に発信し、地域の活性化を推進するものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 本件事業の施行により失われる利益について

四万十町の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、

確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、四万十町は、本事業の施行に係る工事に当たっては、起業地への生活環境に及ぼす影響を軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業は、道の駅「四万十大正」の駐車スペースの狭さを解消するとともに、当該施設の利便性を向上させることを目的としており、起業地の選定に当たっては、住民代表による道の駅「四万十大正」再生検討委員会での検討結果を踏まえ、3箇所の候補地を挙げて比較検討している。施設利用者の利便性及び安全性が良好であること等から総合的に勘案すると、本事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本事業で取得する起業地の面積は、駐車場スペースとして必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、過疎化及び高齢化の進展による地域の活力低下並びに農林業及び商工業の低迷の中で地域の衰退が懸念されており、基幹産業である農林業と豊かな地域資源とをいかした活力のある地域づくりの拠点として道の駅の整備が強く望まれている。また、国道等の整備に伴い、当該施設への来訪者が増加していることから、駐車スペースの確保が必要となっている。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
四万十町役場大正総合支所

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年9月5日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年9月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成25 年9月 5日	特定非 営利活 動法人 アディ クショ ン問題 を考え 行動す る会こ うち	二神 啓 通	高知市 瀬戸西 町一丁 目127 番地	この法人は、依存症患者（アルコール、薬物、ギャンブルその他特に依存対象を限定しない）とその家族（以下「患者等」という）のために、患者等に対しては自助活動や自立活動の支援を、また社会一般に対しては依存症に関する啓発活動、広報活動を行うことにより、患者等が健全な

				家族生活、社会生活を取り戻すことを通じて、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年9月6日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年9月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成25 年9月 6日	特定非 営利活 動法人 スペシ ャルオ リンピ ックス 日本・ 高知	扇谷 正 志	高知市 春野町 秋山 2801- 15 あ じさい 園内	この法人は、知的障害のある人（以下、アスリートという）たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るというスペシャルオリンピックス（以下、「S O」という）の使命に <sup>もと</sup> 則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」（以下「S O国際本部」という）に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本

(以下、SO日本)と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

-----  
**入 札 公 告**  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
搬送用人工呼吸器一式 9組
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成26年3月20日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた

者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
 高知県会計管理局総務事務センター  
 電話番号088-823-9788

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年9月20日(金)から同年10月31日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時  
 平成25年12月5日(木)午前10時  
 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年12月4日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所  
 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年10月31日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 契約書作成の要否

要

- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年10月31日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

- (10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Details of items to be purchased: Transport ventilator 9 complete sets  
 (2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Thursday 5 December 2013  
 (3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Wednesday 4 December 2013  
 (4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
 Tel: 088-823-9788

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
 ベッドサイドモニター式 54組  
 (2) 購入物品の特質等  
 入札説明書による。  
 (3) 納入期限  
 平成26年3月20日  
 (4) 納入場所  
 入札説明書による。  
 (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。  
 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ

ること。

- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。  
 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
 高知県会計管理局総務事務センター  
 電話番号088-823-9788

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年9月20日(金)から同年10月31日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時  
 平成25年12月5日(木)午前11時  
 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年12月4日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

- イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札保証金及び契約保証金  
 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。  
 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年10月31日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受

なければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 契約書作成の要否

要

- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年10月31日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

- (10) 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Details of items to be purchased: Bedside monitor 54 complete sets  
 (2) Deadline for tender (by hand) : 11:00 A.M. on Thursday 5 December 2013  
 (3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Wednesday 4 December 2013  
 (4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan

Tel: 088-823-9788